

資料28 (p94 関連) 政令市における違法駐車等防止条例状況調 (17年度)

＜平成17年8月作成＞

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	静岡市	名古屋	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
条例制定時期	H6.3	H6.3	H13.5	H7.3	H5.3	H5.9	H15.4	H6.7	H7.3	H6.3	H6.3	H6.3	H6.3	H6.3
施行時期	H6.6.1	H6.10.1	H13.5.1	H7.9.1	H5.6.1	H6.2	H15.4.1	H6.8.1	H7.6.20	H6.10.1	H6.5.10	H6.7.1	H6.10.1	H6.10.1
重点地域 (面積等)	都心・南大通 南地区 (170,000㎡)	仙台駅 西側地区 (325,000㎡)	大宮駅西口周辺 地区 北与野駅周辺 地区 (計約6.1km)	中央富士見 地区 (198,000㎡)	川崎駅 東口前周辺 地区 同地域 (2,271㎡)	(面) 関内地区 (583,000㎡) (線) バス専用・優先 レーン7路線 (7.7km)	呉服町・曙替 町周辺地区 (47,000㎡)	栄地区 (800,000㎡)	都心部 (3,000,000㎡) 瓦町駅周辺 (770,000㎡)	(面) 船場地区 (1,700,000㎡) (線) 御堂筋 (約2km)	(面) 三宮地区 (2,200㎡) (線) 淡川地区 など3地区 (合計4.0km)	紙屋町 八丁堀 周辺地区 (520,000㎡)	小倉駅 南口周辺 (324,000㎡)	天神地区 西新地区 博多駅周辺地区 (計15.8km)
重点地域の 変更の予定等	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
活動日数	年間75日	5~12月:平日週4日 1~4月:平日週2日	土・日曜日及び国 民の祝日(1月1 日)から5日は除く	年間50日	年間76日	平日週5日	原則として週1日 実施し、うち1日は 土日を含む	平日週5日 隔週の土日	平日週5日	年間180日	平日週2日	毎日(祝日及び10 月1日を除く)年末 年始を除く	月9日 (年間108日)	平日週4日
活動時間	10~17時	13~17時	13~18時	13~19時	13~19時	10~17時	13~17時	10~18時 (月・火・木・日) 13~20時 (水・金・土)	10~18時	9~17時	14~19時	9~18時(月~金) 11~18時(土) 10~17時(日)	13~18時	13~18時
配置指導員数	10人	8人	9人	10人	15人	20人	4名程度	14人	42人 (うち緊急雇用 20人)	2人	13人	6人	11人	21人
指導員の 雇用形態	交通安全活動 推進センター に委託	(財)ひと・まち 交通財団に委託 (空運安全教育 事業も委託)	警備会社 に委託	警備会社 に委託	警備会社 に委託	(面) 市嘱託 3人 (財)横浜交通安全 協会に委託 3人 (線) 14人 市嘱託 14人	シルバー人 材センター に委託	(財)愛知県 交通安全 協会に委託	市交通局の 外郭団体 に委託	(財)都市交 通 問題調査会 に委託	警備会社 に委託	(財)広島市 都市整備 公社に委託	交通安全 協会に委託	市嘱託14人 シルバー人材 センター7人
助成金制度	有	無	無	無	有	有	無	有	有	有	有	有	有	無
	推進地区に啓 発チラシを提供				600千円 地域団体など	17モデル地区に各 区で助成金を交付		平成17年度よ り、まちづくり補 助金へ統合	231小学校区に 27万円 14モデル地区に 10万円の物品	推進地区に 物品で支援	61の推進地区に 各2万円以内を助 成、※指定地区 は70地区(9/1現 在)、うち活動休 止9地区	青空駐車防止 活動支援モデル 地区に物品支援		

放置車両に係る使用者責任の拡充

(法第51条の4～第51条の7)

- ① 放置違反金制度の新設
 ~ 運転者責任の追及ができない場合に車両の使用者に放置違反金の納付を命令
- ② 車検拒否制度の新設
 ~ 放置違反金を滞納している者には車検拒否
- ③ 車両使用制限の強化
 ~ 常習違反には車両の使用制限

放置駐車違反取締り関係事務の民間委託

(法第51条の8～第51条の15)

- ① 放置車両確認事務の委託
 ~ 『放置車両(放置違法駐車車両)の確認及び標章の取付けに関する事務』(確認事務)を公安委員会の登録を受けた法人に委託可能
- ② 資格者証制度の導入
 ~ 現場において放置車両の確認等に従事する者については資格者証制度(駐車監視員)を導入

新制度における放置駐車違反の責任追及

